

エンジニアのライセンスとオートノミー

Engineer's License and Autonomy

田中秀和

大同大学情報学部

Hidekazu TANAKA

School of Informatics, Daido Institute of Technology

【Key words】

1. エンジニアのライセンス (Engineer's License)
2. 建築士 (Architect)
3. オートノミー (Autonomy)

【概要】

日本においてエンジニアのライセンスと呼べるものには、技術士資格（技術士法に基づく）と建築士資格（建築士法に基づく）がある。技術士資格は、まだまだ社会に認知されていない。同じエンジニアのライセンスの一つに建築士資格がある。建築士資格は、高い知名度を誇るが、建築物の構造計算書偽装事件で、負の意味で社会の関心を集めてしまった。ここではエンジニアのライセンスの建築士を取りあげ、オートノミーの問題点や課題を探ってみたい。

1. はじめに

建築士は、建物の設計、工事監理等に関する業務独占を前提としたエンジニアのライセンスである。（財）建築技術教育普及センターのホームページによると、2008年3月現在、一級建築士33.0万人、二級建築士70.6万人、木造建築士1.6万人が登録されている¹⁾。耐震強度構造計算書偽装事件は、残念ながら負の意味で社会の関心を集めてしまった。そこで大きくクローズアップされたエンジニアのライセンスとオートノミー（自律性）の問題点や課題を探ってみたい。

2. 建築士が関与した不祥事

国土交通省が2005年11月、当時一級建築士であった姉齒秀次氏(以降建築士A)が建物の耐震強度構造計算書を偽装していたことを公表し、事件が社会的な問題となった²⁾。

構造計算書の偽装は、国土交通大臣認定の構造計算プログラムの計算結果を建築士Aが改ざんした形で行われていた。その偽装を、建物の建築確認・検査を実施した行政および民間の指定確認・検査機関が見抜けず、承認していたことも問題とされている。別の建築士が京都市の2つのホテルの構造計算書を偽装していたなど、建築士Aの個人的な犯罪に留まるものではなく、建設業界の体質の問題ではないかとの疑惑が持たれた。

構造計算とは、建築基準法に基づき、建築物の自重や積載荷重および地震等の外力に対して安全性が確保されているかどうかを確認する計算で、コンピュータの利用が進み、構造計算の全過程にわたり構造計算プログラムを利用して実施するのが通例となっている。そこでは国土交通省の認定を受けたものを使用することとされているが、ともすればその各過程や計算結果がブラックボックスとなりがちで、審査の目が届かないことが指摘されていた。

今回の事件では、不適切な手法の使用、計算途中の数値やコンピュータの出力結果の改ざんがあり、指定確認・検査機関が不審な値があったのにその確認や構造計算書と構造設計図書の照合が十分行われていなかった等の不備が指摘されている⁵⁾。

3. 事件の法的責任と倫理的責任

3-1 法的責任と倫理的責任

刑事裁判では、建築士Aが耐震強度構造計算書の偽装について建築基準法違反、証人喚問での議院証言法違反、名義貸しについて建築士法違反幫助の罪に問われ、最高裁において有罪の判決が下りた。行政処分としては、建築士資格の取り消し、建築設計事務所の県知事登録の取り消しが下された。

他にもイーホームズ元社長は、同社が建物の建築確認・検査機関としての指定を受けるために、架空増資（見せ金）を行ない、有罪判決を受けたが、「構造計算書の偽装と見せ金に因果関係はない」とされ、控訴せず確定した。また木村建設の元社長と元東京支店長は、建設業法違反（粉飾決算）の有罪判決を受けたが、「起訴事実である粉飾と構造計算書の偽装との因果関係は認められない」とされ、同じく控訴せず確定した。

架空増資や粉飾決算は、違法には相違ないが、偽装事件そのものの建築基準法違反には、いずれも無罪（法的には責任がない）とされた。

この事件の偽装は、法的責任としては、建築士Aの単独犯行とされた。しかし、木村建設、ヒューザー、平成設計、総合経営研究所など、この事件に登場した事業者がおり、この業界の風土にも、建築士Aが違法行為に及んだ倫理的責任があるのではないかということが指摘された。

いずれの責任を問うにしても、この事件からライセンスを持ったエンジニア個人が業界において自立することおよびエンジニアのオートノミーが大変重要であることが分かる。

3-2 政府・行政庁の責任

指定確認・検査機関のあり方や、指定確認・検査機関を指導する政府については、根底に、①監督すべき行政機関に検査・確認する専門能力や人材が十分でない、②書類審査に合格すれば、その後に定期的な査察やチェックを行わない、③法令違反の罰則が比較的軽い、④故意による偽装や不正を見破ることが不可能であるか極めて難しい等の問題点があるとされている。

表1 耐震強度構造計算書偽装事件の再発防止策

改正法	改正の内容
建築基準法	一定規模以上の建築物は構造計算の適合性を判定する専門機関によりピアチェックを受ける
宅地建物取引業法	建築物に欠陥があった場合の保険の加入状況を購入者への説明を義務化

建設業法	建築物に欠陥があった場合の保険の加入状況を購入者への説明を義務化
	分譲マンションの工事等を一括して下請けに出すことを禁止
建築士法	違法行為をした建築士への罰則強化
	建築士への定期講習受講の義務化
	構造設計、設備設計の専門の建築士制度の導入
特定住宅瑕疵担保責任履行確保法	マンションや一戸建ての売り主に保険加入あるいは保証金供託を義務づけ

政府・行政庁は法令を合理的なものにする義務がある。今回の事件の要因の一つに、建築基準法の建築確認・検査のシステムが十分でなく、建物の構造計算書の偽装を、行政および民間の指定確認・検査機関が見抜けず承認していたことがある。

今回の一連の事件に対する解決策として、表1に示すような、建築基準法、建築士法、建設業法および宅地建物取引業法等が改正された（2006年公布、2007年施行）。

改正の最も重要な点は「構造計算適合性判定」の導入であり、建築主事または指定確認・検査機関は、構造計算に係る基準に適合するかどうかの審査において、大規模・中規模の建築物の構造計算で国土交通大臣認定のプログラムを用いて構造計算を行った場合には、都道府県知事の構造計算適合性判定を受けなければならなくなったことである。建築基準法は、建築法規の根幹をなす規制法令である。建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

1998年に建築基準法が改正され指定確認・検査機関への業務の民間開放が始まった。それ以前は、地方公共団体の建築主事のみが建築確認・検査事務を行ってきた。建築物の着工件数に比べ、建築主事の絶対数が不足していたこともあって、事実上検査が行なわれなかった、あるいは検査が杜撰であ

った事件が多発し、欠陥住宅災害が発生する原因とする指摘があり、指定確認・検査の業務の民間開放が叫ばれたためである。

4. 建築士の責任と建築士資格

建築士というエンジニアのライセンスとエンジニアの自立性あるいはオートノミーの問題点や課題について考えてみよう。

4-1 建築士と建築士法

建築士とは、表2に示す建築士法(1950年制定)に定められた建物の設計、工事監理等を行うエンジニアのライセンスである。名称独占のエンジニアのライセンスである技術士資格と異なり、建築士資格には、建築物に対して設計、工事監理に関する業務独占がある。

表2 建築士法の目的、定義、職責(建築士法 第一章 総則 から)

(目的)

第一条 この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「建築士」とは、一級建築士、二級建築士及び木造建築士をいう。

2 この法律で「一級建築士」とは、国土交通大臣の免許を受け、一級建築士の名称を用いて、建築物に関し、設計、工事監理その他の業務を行う者をいう。

3 4 (省略、二級建築士、木造建築士の定義)

5 この法律で「設計図書」とは建築物の建築工事の実施のために必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。)及び仕様書を、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することをいう。

6 この法律で「構造設計」とは基礎伏図、構造計算書その他の建築物の構造に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「構造設計図書」という。)の設計を、「設備設計」とは建築設備(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第三号に規定する建築設備をいう。以下同じ。)の各階平面図及び構造詳細図その他の建築設備に関する設計図書で国土交通省令で定めるもの(以下「設備設計図書」という。)の設計をいう。

7 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。

8 9 (省略)

(職責)

第二条の二 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

また、建築士法の趣旨として、表3(建築士法18条)に示すように、工事監理者を務める建築士は、施工者と対峙関係にあることを前提としていることが分かる。

表3 建築士の業務(建築士法 第四章 業務 から)

(設計及び工事監理)

第十八条 建築士は、設計を行う場合においては、設計に係る建築物が法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。

2 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

3 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

しかしながら、事件の発生以前から、建築士が施工者と経済的つながりを持っている、あるいは施工者の従業員となっている、また建築確認の工事監理者届け出における建築士の名義貸しの横行が指摘されていた。

建築士個人が自立性や自律性を確保することは、決して容易ではない。

新聞記事によると⁶⁾、事件の際に建築士Aは、「まともにやると鉄筋が入りすぎ、設計不能になる」(千葉県の建築主に偽装の釈明をして)、「検査機関のチェックが甘く、構造計算書の偽装を何度もやってしまった」(自宅前で、報道陣に対して偽装を認めて、なお下線部は著者の補足、以下同じ)、「取引先から鉄筋の数を減らせと圧力を受けた。あのとき構造計算書の偽装をやめるべきだった」(国土交通省での聴聞で、偽装の動機を説明して)、「妻が入退院を繰り返しており、仕事を断られると収入が限りなくゼロに近くなる。弱い自分がいた」(衆院国土交通委員会の証人喚問で偽装の経緯を語って)と発言している。技術者としての自立性や自律性に大いに疑念が残された。

この事件の反省を踏まえて、建築士制度の見直しがなされ、建築士法が改正された(表4)。建築士の業務の適正化や罰則の強化のほか、構造設計およ

表4 建築士制度の見直し

改正点	改正の内容
建築士の業務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・名義貸し、違反行為の指示などの禁止 ・設計を担当したすべての建築士の氏名の記載の義務化(確認申請書など) ・違法行為をした建築士への罰則強化
建築士の資質・能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格、試験内容の見直し ・建築士への定期講習受講の義務化
構造設計／設備設計の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の創設 ・高度な専門能力を必要とする一定の建築物についての構造設計一級建築士／設備設計一級建築士による法適合チェックの義務化
設計・工事監理業務の適正化, 情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・管理建築士の要件強化 ・管理建築士等による重要事項説明の義務化 ・建築物設計等の一括再委託の全面禁止 ・建築士名簿の閲覧
自律的な監督体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・建築士事務所協会, 建築士事務所協会連合会の法定化

び設備設計に関する一級建築士制度を新たに設けた点大きい。構造設計一級建築士および設備設計一級建築士の業務を規定し、高度な専門能力を必要とする建築物に対してはそういった一級建築士による適合性チェックが定められたことである。

4-2 建築士と建築士会

専門職の団体は本来、専門職が1人ではできないことを同業が力を合わせて実現しようとする。また、一般に専門職においては、その専門職団体への加入が義務化され、専門職としての責務の履行や、職業の自立性、自律性を担保するための仕組みが機能していると考えられている。

専門職の代表的存在である弁護士は、都道府県単位の弁護士会に所属しなければ業務が遂行できないし、その上部団体である日本弁護士連合会（日弁連）が、弁護士職務基本規程として、厳しく弁護士の義務と責務、行動規範を定めている。

建築士も形式的にはちょうど弁護士と同じように専門職団体とその上部団体を設置している。まず、都道府県毎に設立されている社団法人の建築士会が存在し、建築士の業務の進歩改善と建築士の品位の保持、向上を図り、建築文化の進展に資することを目的としている。さらに、その上部団体として日本建築士会連合会が組織され、同様のことを目的としている。両団体とも建築士法により設置が認められている専門職団体である同法第22条の4、表5)。

表5 建築士会(建築士法 第五章 建築士会及び建築士会連合会から)

第五章 建築士会及び建築士会連合会

第二十二條の四 その名称中に建築士会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く)は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、建築士を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に建築士会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、前項に規定する一般社団法人(以下この条において「建築士会」という。)を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 4 (省略)

5 建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならない。

6 国土交通大臣は建築士会連合会に対して、建築士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士会に対して、建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

しかしながら、現在の建築士の登録者数に比べて、建築士会に入会している建築士の数はその2割に満たないという。建築士会が任意加入であり、組織率が低く、偽装事件の建築士Aも地元の建築士会には加入していなかった

という。専門職団体が専門職のオートノミーを確保するという問題を解決していくうえでは、建築士会の組織率は大きな課題となろう。

表6 建築士会会員倫理規定 社団法人日本建築士会連合会制定、
平成17年9月15日理事会承認

社団法人日本建築士会連合会は、建築士の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、建築士会会員が遵守する倫理規定を定める。

1. 法令等の遵守と品位の保持

建築士会会員は、建築士法を始め関係法令・定款などを遵守し、品性とモラルの向上・保持に努める。

2. 知識および技能の維持向上

建築士会会員は、常に建築や地球環境に関わる知識および技術の研鑽に励み、技能の維持向上に努める。

3. 相互の信頼と協力

建築士会会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するように努める。

4. 秘密の保持

建築士会会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 説明責任

建築士会会員は、依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得るように努める。

6. 情報の開示

建築士会会員は、建築士としての業務実績、業務範囲および業務能力などを示す情報の開示に努める。

7. 地域社会への貢献

建築士会会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成など、地域社会に貢献するように努める。

日本建築士会連合会では表6のような、建築士会会員倫理規定を定め、建築士の義務や責務も定められている。とりわけ法令等の遵守や品位の保持が筆頭に宣言され、知識及び技能の維持向上が続く。しかしながら、基本的に任意加入であることから建築士会の建築士に対するガバナンスは、ほとんど機能してはいないといっても過言ではないであろう。

4-3 建築士と建築士事務所

建築士は一般的に建築士事務所に所属して、業務を行っている、建築士事務所は建築士事務所協会に登録する。その建築士事務所協会もその上部団体である日本建築士事務所協会連合会（日事連）も建築士法に定められた団体である。建築士が建築士会に所属する組織率が低い原因は、建築士は建築士事務所等に所属して、そこにおいて設計や工事監理の業務を遂行することが一般的であるためといわれている。

建築士事務所は、建築の設計、工事監理、建築工事の指導監督、建築工事請負に関する事務等を行う建築設計事務所のことで、建築士法に基づいて都道府県知事の登録を受けているものをいう。事務所開設には管理建築士（建築士資格が必要）をおくことが前提となっている。建築士は一般的に建築士事務所に所属して、業務を行っている、建築士事務所は建築士事務所協会に登録する。その建築士事務所協会もその上部団体である日本建築士事務所協会連合会（日事連）も建築士法に定められた団体である。建築士が建築士会に所属する組織率が低い原因は、建築士は建築士事務所等に所属して、そこにおいて設計や工事監理の業務を遂行することが一般的であるためといわれている。

建築士事務所は、建築の設計、工事監理、建築工事の指導監督、建築工事請負に関する事務等を行う建築設計事務所のことで、建築士法に基づいて都道府県知事の登録を受けているものをいう。事務所開設には管理建築士（建築士資格が必要）をおくことが前提となっている。

表7 建築士事務所(建築士法 第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会から)

第七章 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会

(建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会)

第二十七条の二 その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる一般社団法人(次項に規定するものを除く。)は、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主(以下単に「建築主」という。)の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所の開設者を社員(以下この章において「協会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

2 その名称中に建築士事務所協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、建築

士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図ることを目的とし、かつ、建築士事務所協会を社員(第六項において「連合会会員」という。)とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

3 第一項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会」という。)及び前項に規定する一般社団法人(以下「建築士事務所協会連合会」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務

二 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決

三 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修

四 前三号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な業務

4 5 (省略)

6 建築士事務所協会は協会会員の名簿を、建築士事務所協会連合会は連合会会員の名簿を、それぞれ一般の閲覧に供しなければならない。

7 建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会は、建築士事務所の業務の適正化を図るための建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を実施しなければならない。

8 国土交通大臣は建築士事務所協会連合会に対して、建築士事務所協会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は当該建築士事務所協会に対して、建築士事務所の業務の適正な運営及び建築主の利益の保護を図るため、必要な事項に関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

2006年12月の建築士法の改正で、建築設計、工事監理の重要性と消費者保護の観点から、団体として自律的な監督体制を確立するため、建築士法第27条2(表7)において建築士事務所協会および日本建築士事務所協会連合会がその法定団体として位置づけられることが規定され、2009年1月に施行されることになった。

今回の法改正によって、その監督機能を果たすことを定められたが、すべての事務所の強制加入は果たせなかった。そのため、建築士会と同様にガバナンスには、大きな課題が残された。

なお、日本建築士事務所協会連合会が自律的に定めたものとして、表8に建築士事務所憲章を紹介しておく。簡潔な文言で要領良くまとめられている。

表8 建築士事務所憲章 (平成20年5月)

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
 - 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
 - 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽します。
 - 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
 - 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。
-

4-4 建築士とオートノミー

ライセンスを持ったエンジニアである建築士あるいは彼が所属する建築士事務所が単独でオートノミーを実現することは、依然として難しい問題であることには変わりがない。そのため専門職のオートノミーをサポートする重要な役割を果たすのは建築士会あるいは建築士事務所協会であり、その上部団体である日本建築士会連合会あるいは日本建築士事務所協会連合会であろう。

日本建築士会連合会あるいは日本建築士事務所協会連合会の活動として構造計算書偽装事件を再び起こさないためのさまざまな対策強化は図られてきている。その内容は、例えば表5(建築士法第22条四の5)に示すように、建築士会及び建築士会連合会は、建築士に対し、その業務に必要な知識及び技能の向上を図るための建築技術に関する研修を実施しなければならないと謳われている。また、表7(建築士法第27条二の3および7)に示されているように、建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決、建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修等である。

当然ながら、法令として規定できることには限界があり、専門職や専門職団体の自律的な規範やシステムを装備しそれが実効あるものとする必要があ

る。諸外国の例を単純には参考にはできないところはあるが、設計や工事監理に関する責任保証システムや保険制度の導入とか、建築士の倫理的な行為をサポートする倫理のヘルプラインやホットライン等の整備が強く望まれるところである^{7) - 9)}。

建築士のオートノミーをサポートするシステムは専門職自身あるいはその専門職団体に任せられるべきである。しかしながら、日本の現状ではそういったサポートのシステムはまだ十分根付いておらず、いずれの専門職団体においてもそのシステムについてはまだ本格的には議論されていないようだ。

5. おわりに

エンジニアのライセンスについて業務独占が保証されている建築士を中心に考察した。業務独占があるライセンスであっても、その制度的な裏付けや法的対策だけで十分ではない。ライセンスを持つ専門職には、法的規制等の他律だけでなく、オートノミー(自律)の確保が強く望まれる。

2005年に起こった構造計算書偽造事件の法的責任はエンジニアのライセンスを持った建築士が負った。建築士を取り囲む施工者、建築物の売り主、経営コンサルタントは倫理的な責任があると事件当初はマスコミもこぞって取り上げたが、結果として偽装事件そのものの責任をほとんどとっていない。その後の制度の改正や法的な処置の流れも見て、ライセンスを持ったエンジニアの責任は一段と厳しいものになった。

しかしながら、建築士あるいは建築士事務所が単独でオートノミーを実現することは、依然として難しい問題であることには変わっていない。この点についての解決策を探っていくことが重要であると考えられる。

[文献]

- 1) 財団法人建築技術教育普及センター <http://www.jaeic.or.jp/>
- 2) 杉本泰治, 田中秀和, 橋本義平, 「技術者倫理」, 丸善, pp.54-66, (2009).
- 3) 日本建築士会連合会 <http://www.kenchikushikai.or.jp/>
- 4) 日本建築士事務所協会連合会 <http://www.njr.or.jp/>
- 5) 日経アーキテクチャ, 「特集: 建築界信頼回復へ」, 日経B P社, 2006年1月23日号, pp.5-30.
- 6) 日本経済新聞, 「詐欺立件に照準」, 2006年4月26日夕刊22面.

- 7) 外国における建築技術者制度の現状, 財団法人建築技術教育普及センター, 資格の広場, 「普及&資格」No.1, No.2, No.6, No.7, 「QUA クウエイ」No.5, No.12を参考にした. これらの記事のインデックスは下記 URL にある.
<http://www.jaeic.or.jp/hiroba.htm>
- 8) 建築士を学ぶ. 社会的責任のページ.
http://1-registered-architect.net/menu_3.html
- 9) 高橋栄人, 「アメリカ・イギリスにおける専門家(建築家)の責任と瑕疵担保責任: わが国の建築設計等に関する契約の法的性質を決定する観点から」, 日本建築学会大会学術講演梗概集(関東), 2006年9月, pp.1141-1142.
<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006329075>

*URLの確認は2010年7月6日

**査読者には本稿に対して丁寧に査読していただいた. 大変適切かつ貴重なコメントをいただいた査読者に対して、改めてこの場で謝辞を表したい.